

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続
の特例を定める政令（平成7年政令第372号）
の規定が適用されるものに係る一般競争入札参
加資格審査申請書

【建設工事】

作成の手引き

徳 島 県

目 次

第1 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書の提出要領	
【県内建設企業】	1
1. 申請書等作成方法	2
2. 地区コード表	11
3. 希望工事種別表	12
第2 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書の提出要領	
【県外建設企業】	13
第3 入札参加資格審査申請書提出後の手続きについて	17

※ 様式ダウンロード先

http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/blog/category/download/download_07/

【<県内建設企業>申請様式】E x c e l またはP D F (15のみ一太郎またはWord)

- 1 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（様式第1号）
- 2 営業所一覧表（様式第2号）
- 3 営業所及び機械器具・保管資材の写真貼付台紙
- 4 特殊機械所有状況等報告書
 - ・特殊機械の写真貼付用紙
 - ・特殊機械の車検証及び特定自主検査記録表（報告書）等添付用紙
- 5 ボランティア活動等実績申告書
- 6 徳島県土木施設アドプト支援事業及び緊急出動に係る申告書
- 7 県土木施設に関して3年以上継続している草刈等の無償奉仕活動に係る申告書
- 8 暴力団排除に関する誓約書
- 9 業者カード
- 10 障がい者、若年者あるいは女性職員の雇用状況一覧表
- 11 消防団員である者の状況一覧表
- 12 消防団加入証明
- 13 消防団加入証明記入例
- 14 12の証明窓口一覧表
- 15 個人住民税に係る特別徴収実施確認書

【<県外建設企業>申請様式】E x c e l またはP D F (4のみ一太郎またはWord)

- 1 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（様式第1号）
- 2 営業所一覧表（様式第2号）
- 3 暴力団排除に関する誓約書
- 4 個人住民税に係る特別徴収実施確認書

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札参加資格審査申請書（県内建設企業）

1 資格有効期間 資格を有すると認められた日から平成31年3月31日

2 申請場所 所轄の総合県民局県土整備部（阿南、那賀、美馬、三好各庁舎は企画担当、美波庁舎は企画・用地担当）又は東部県土整備局（徳島庁舎は契約・指導担当、吉野川庁舎は総務担当、鳴門サービスセンターは企画総務担当）

3 申請方法 持参に限る。

4 申請書類 次のとおり。様式ダウンロード先は、

http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/blog/category/download/download_07/

各証明書類は申請書提出時の直前3か月以内の発行のものとします。

(1) **申請書類A** (No. 10以外はファイル綴じ、各1部。○数字の書類は必須。)

No.	提出書類A一覧表
①	一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（建設工事）（様式第1号）
2	営業所一覧表（県様式第2号）※県内に複数の建設業法上の営業所がある場合
③	登記事項証明書（法人）、身分証明書（個人）（いずれも原本）
④	労災保険料納付済証明願 又は 労災保険未加入確認願（いずれも原本）
⑤	社会保険料納入確認（又は証明）書（原本）
⑥	建設業労働災害防止協会加入証明書 ※直近の経営審査時に提示したものの写しで可
⑦	営業所の見取図及び写真（6枚）
⑧	暴力団排除に関する誓約書
⑨	業者カード（写し可）
10	特殊機械所有状況等報告書 ※ほ装、区画線、法面処理工事を希望する場合
⑪	個人住民税に係る特別徴収実施確認書（写し）

一覧の順番にファイル（A4版）綴じし、背表紙に、「特定調達入札参加資格審査申請書」と記載し、「商号又は名称」も記入して提出してください。

直近の経営事項審査を受審して以降、所在地、商号及び代表者等を変更している場合は、許可あるいは入札参加資格申請事項の「変更届」の会社控え（所管庁舎の受付印のあるもの）を持参してください。

No.10「特殊機械所有状況等報告書」については別綴りにしてください。

(2) **申請書類B** (ホチキス留め、各1部。○数字の書類は必須。)

No.	提出書類B一覧表
①	業者カード（原本）
2	営業所一覧表（様式第2号）※県内に複数の建設業法上の営業所がある場合のみ
③	総合評定値通知書の写し（原本も持参すること）
4	障害者、若年者あるいは女性職員の雇用状況一覧 ※該当する場合のみ
5	4に関する証明書、雇用を証する書類
6	エコアクション21登録証の写し ※登録している場合のみ
7	ボランティア活動等実績申告書 ※該当する場合のみ（活動資料、証明書等を含む）
8	消防団員一覧表 ※該当する場合のみ
9	8に関する証明書（原本）、雇用等を証する書類
⑩	個人住民税に係る特別徴収実施確認書

一覧の順番にホチキス留めし（左上1か所のみ）、提出してください。

(3) **申請書類C** (提出書類BのNo. 7とは別、8ページ5(18)に該当する場合にのみ提出。)

No.	提出書類C一覧表
1	徳島県土木施設アドプト支援事業及び緊急出動に係る申告書
2	県土木施設に関して3年以上継続している草刈等の無償奉仕活動に係る申告書

5 申請書類の作成方法

(1)一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（建設工事）（様式第1号）

電話番号及びファクシミリ番号は必ず主たる営業所の番号を記載してください。

~~入札参加を希望する自治体の欄に「○」を記入してください。~~

~~市町村に入札参加を希望する場合は、各市町村が設定している「個別審査書類」を市町村窓口に提出してください。~~

(2)営業所一覧表

申請日現在で作成してください。

(3)登記事項証明書（法人）、身分証明書（個人）（いずれも原本）

法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は身分証明書を提出してください。

(4)労災保険料納付済証明願又は労働保険（労災保険）未加入確認願（原本）

元請工事がなく全工事下請工事のため労災保険料の納付が必要ない場合については、徳島労働局発行の「労働保険（労災保険）未加入確認願」（原本）を提出してください。

なお、「労働保険（労災保険）未加入確認願」の発行には、経営事項審査に添付した工事経歴書（直前3年分）の写しが必要となります。

〈問い合わせ先：徳島労働局労働保険徵収室（電話088-652-9143）〉

(5)社会保険料納入確認（又は証明）書（原本で、未納がないことを証明したもの）

ア 社会保険の強制適用事業所（法人及び従業員5人以上の個人事業所）

・社会保険の適用事業所は、年金事務所発行の社会保険料納入確認書等を提出してください。

~~社会保険料納入「確認」書の場合、証明機関で証明してもらう「対象期間」の指定について~~

~~対象期間の欄が「確認日における全期間」との表記になっている場合は、指定は不要です。~~

~~対象期間の記載が必要な場合は、年金事務所への申請月の前々月から遡って24か月としてください（平成28年12月申請であれば、平成26年11月～平成28年10月）。~~

・健康保険の適用除外申請をしている事業所は、これに加えて、所属する国民健康保険組合発行の健康保険料納入証明書を提出してください。

~~※ 健康保険の適用除外申請をしている事業所についても、厚生年金保険について年金事務所発行の社会保険料納入確認書等を提出してください。~~

イ その他の個人事業所（事業主分のみ）

・所属する国民健康保険組合又は市町村発行の国民健康保険料（税）納入証明書を提出してください。

・事業主が世帯主でない場合は、国保世帯主の納入証明書を提出してください。

(6)建設業労働災害防止協会加入証明書

建設工事の種類のうち、土木一式工事又は建築一式工事の経営事項審査を受審し、「(別表2)希望工事種別表」の「01一般土木工事」、「02交通安全施設工事」、「04プレストレストコンクリート工事」、「05グラウト工事」、「21建築工事」を希望する場合に必要となります。

直近の経営審査を受審した際に

・証明書の原本を提出している場合 → 新たに証明書を添付する必要はありません。（保管していれば）写しを添付してください。

・証明書の写しを提出している場合 → 再度、写しを添付してください（平成29年度の加入証明に関するものであれば、証明日が古いものでも可）。

・証明書の写し、原本いずれも提出していない場合 → 上記工事を希望する場合は、写しを添付してください（原本の提示が必要です）。

(7)営業所の見取図及び写真（6枚）

ア 見取図

主たる営業所を赤色で表示した住宅地図を添付してください。

イ 外観の写真（2枚）

営業所の建物全体（入口）及び看板・標識が確認できるもの。標識の室内掲示は不可。

ウ 内部の写真（2枚）

什器備品（電話・机等）及び帳簿類が確認できるもの

エ 機械器具・保管資材の写真（2枚）

(8) 暴力団排除に関する誓約書

(9) 業者カード（ファイルには写しを綴じること）

ア 業者番号

平成17年度以降に入札参加資格を取得している場合は、認定通知書等記載の業者番号を記入してください。新規の場合は記入不要です。

イ 希望工事(12ページ「希望工事種別表」参照のこと)

希望工事は工事区分ごとに、土木系工事については3種別、建築系工事については1種別、その他工事については2種別まで希望できますが、1業者が希望できる工事種別数は最大で4種別です。

共同受付参加の市町村によっては希望工事の取扱いが異なる場合があります。その場合は本手引きに従って業者カードを作成するとともに、各市町村が設定した個別審査書類も作成し、市町村窓口に提出してください。

ウ 電子メールアドレス

建設工事関係部局からのお知らせ等に活用することができます。携帯電話のメールアドレスのように容易に変更する可能性があるもの、受け取り容量が小さいものでの登録は控えてください。(また、申請後にメールアドレスを変更した場合は、変更届が必要です。)

エ 入札参加を希望する自治体欄

(1)の申請書記載のとおりに、入札参加を希望する自治体の欄に「○」を記入してください。
※市町村に入札参加を希望する場合は、各市町村が設定している「個別審査書類」を別途市町村に提出してください。(個別審査書類の県への提出は不要です。)

(10) 総合評定値通知書の写し

直近の審査基準日のものの写しを提出してください。なお、申請時には原本を持参してください。

(11) 障がい者の雇用状況一覧、雇用を証する書類

障がい者を平成29年1月1日時点において1年以上雇用している場合は、次のアからウの資料を提出してください。(2名分まで)。

ア 障がい者であることを確認するための次のいずれかの資料

- ① 身体障害者手帳の写し
- ② 療育手帳の写し
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の写し

イ 障がい者の常勤性及び1年以上雇用されていることを証する資料

次の(A)から(C)を参考にしてください(それぞれ①～③が必要)。

(A) 健康保険・厚生年金保険強制適用事業所の場合(法人及び常時5人以上の従業員を使用する事業所)

- ①健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(直近のもの)
- ②健康保険被保険者証の写し
- ③雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し(当該障がい者に係るもの)

(B) (A)で健康保険の適用除外申請を行い、国民健康保険組合等に加入している場合

- ①該当者の国民健康保険組合等の被保険者証の写し
- ②厚生年金保険の標準報酬決定通知書の写し(直近の3年分)
- ③雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し(当該障がい者に係るもの)
※②が3年分無い場合は、追加書類として「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しが必要です。

(C) 健康保険・厚生年金保険任意適用事業所の場合(従業員が4人以下の個人事業所)

- ①国民健康保険被保険者証の写し
- ②次のいずれか(直近の3年分)
 - ・事業主から源泉徴収を受けている場合・・・源泉徴収票の写し
 - ・事業専従者である場合・・・所得税の確定申告書第二表の写し
- ③雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し(当該障がい者に係るもの)

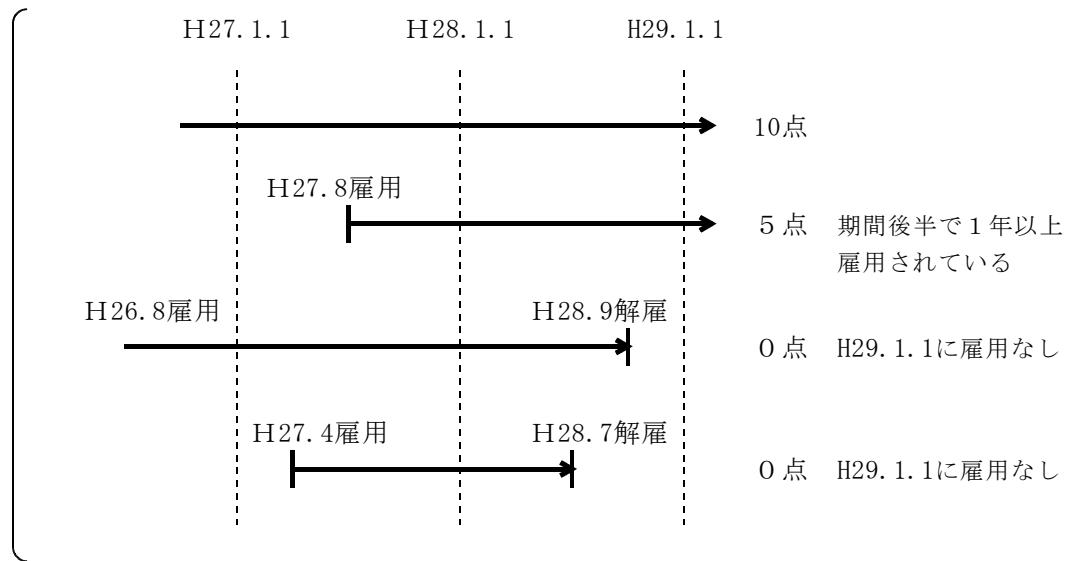
※ 上記にかかわらず、対象者がいわゆる後期高齢者医療制度に移行している場合は、次のいずれかの書類が必要です。

- ①住民税特別徴収税額通知書の写し
- ②源泉徴収簿あるいは源泉徴収票の写しなど雇用関係が分かる資料

- ※ 原則として健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していない職員は、常勤の職員として認められないのでご注意ください
- ※ 対象者が、厚生年金保険や雇用保険に加入できない正当な理由がある場合は、それを示す資料を提出してください（例：会社の役員の場合は法人登記簿、同居の親族である場合は事業主の健康保険証の写し＋本人の源泉徴収票の写し等）。
- ※ 法人の代表取締役、個人事業主は対象外とします。
- ※ 1年以上雇用されている者であっても、障害者手帳等の交付後1年未満の者は対象外とします。

ウ 雇用開始年月日が分かる資料（この資料で雇用期間が不明な場合のみ）

「障がい者雇用」に対する加点例



(12) 若年者の雇用状況一覧、雇用を証する書類

若年者（30歳未満の者）を平成29年1月1日時点において雇用している場合は、次のアからエの資料を提出してください。（5名分まで）。

※ 対象者は、「生年月日が昭和62（西暦1987）年1月2日以降で平成28年4月30日までに雇用された者」もしくは「生年月日が昭和61（西暦1986）年1月2日以降であっても平成27年4月30日までに雇用された者」です。

ア 生年月日が確認できる資料

- 例
- ・技術者資格者証（生年月日が記載されているもの）の写し
 - ・健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書の写し
 - など

イ 若年者の常勤性及び1年以上雇用されていることを証する資料

（11）イの障がい者に係る資料に準じて申請しようとする期間分が必要です。

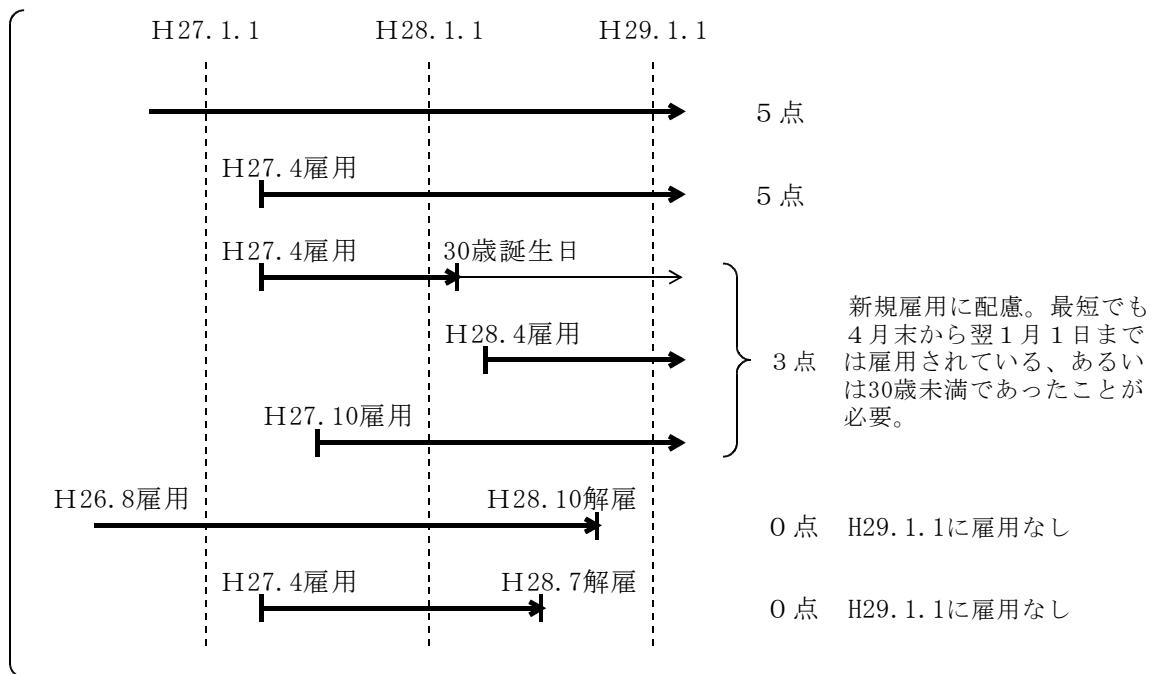
ウ 雇用開始年月日が分かる資料（この資料で雇用期間が不明な場合のみ）

エ 卒業証明書等

申請前3年以内に学校（学校教育法第1条の高校、大学、短大、高専）を卒業し、卒業後3か月以内に雇用されている場合のみ

「若年者雇用」に対する加点例

年齢に着目した制度なので、平成29年1月1日現在で雇用されていれば30歳未満であった時期に応じて加点する（太線部分が30歳未満の時期）。



(13) 女性職員の雇用状況一覧、雇用を証する書類

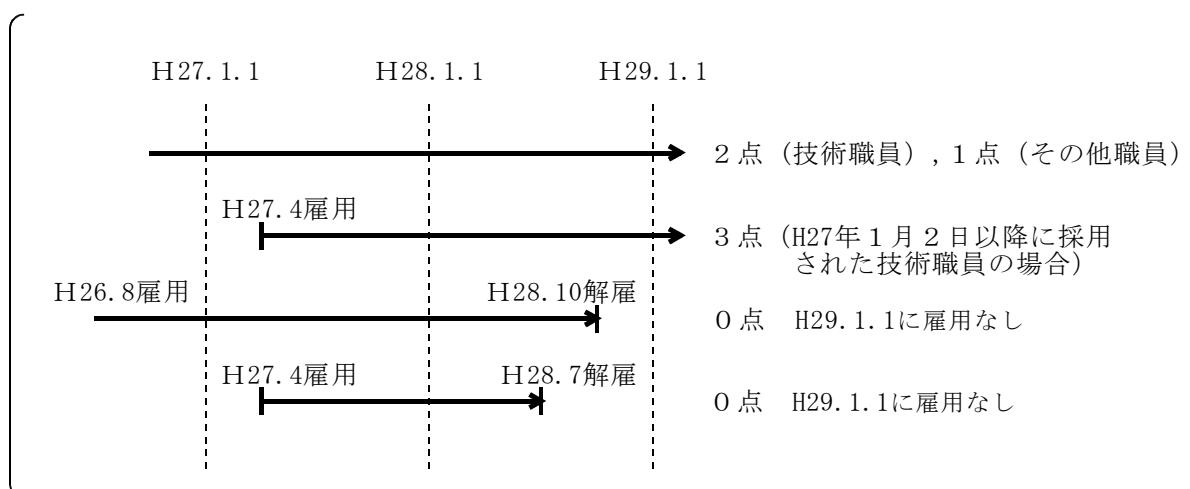
女性職員を平成29年1月1日時点において雇用している場合は、次のア、イの資料を提出してください。~~（10点を上限：技術職員2点、その他職員1点、新規雇用プラス1点）~~

ア 雇用を証する書類（3ページ(11)を参照のこと。）

イ 技術者資格者証の写し等、技術者であることを証する書類

※ 新規雇用（H27.1.2以降に雇用）の女性職員が高評価（+1点）されます。

※ 法人の代表取締役、個人事業主は対象外とします。



(14) エコアクション21登録証の写し

エコアクション21認証取得事業所は、登録証の写しを提出してください。

(15) ボランティア活動等実績申告書

平成27年1月1日から平成28年12月31までの間に活動したボランティア活動等((18)の活動とは別)に企業として参加した実績を有し、加点を希望する場合は、ボランティア活動等実績申告書(別紙1)を毎年ごとに提出してください。

※ 申告書には主催者、活動回数(延べ日数)、活動内容等を具体的に記載し、申告書下欄において施設管理者、主催者等の証明をしてもらう(任意様式による証明書でも可)とともに、写真などの確認資料を添付してください。

※ 活動証明がもらえない合理的な理由がある場合は、証明書に変えて活動内容が客観的に判断できる確認資料(合意書等の文書・パンフレット・写真等)を添付してください。

※ 「徳島県土木施設アドプト」以外のアドプト活動(例:吉野川アドプト、市町村のアドプト)で申告する場合は、活動証明は不要ですが、「協定書の写し」、「報告書の写し」及び「活動状況の写真」を添付してください。

【認定基準】

- ① 企業としての活動であること。
- ② 無償奉仕活動であれば、活動内容は問わない。
- ③ 自主的に活動したものは、別紙1の下欄における証明印、あるいは施設管理者等の証明書(写し可、原本を提示すること)を提出すること。
- ④ 活動回数分の写真を添付する。
- ⑤ 同一事業でも、活動回数でカウントする。
- ⑥ 大雪など異常気象時や浸水対応など災害関係の活動に関する評価します。

※ 民間組織が主催するボランティア活動も評価対象になります。また、企業として参加していることが確認できれば、参加形態は問いません。

注意： 地域貢献活動における認定対象業務と提出書類について

- ※ 資格有効期間の複数年化に伴い、平成27、28年の取り組み実績をそれぞれ確認し、評価値を平均化して平成29・30年度の評価とします。
- ※ それぞれの項目の評価は以下のようになっていますので、今一度ご確認ください。

本手引 の番号	認定対象業務	提出書類
(15)	ア ボランティア活動又はアドプト事業(ウの県アドプトを除く)(1回につき2点、最大10点) 【要件】 ・企業として活動していること。 • 無償奉仕活動であれば、活動内容は問わない。 • 自主的に活動したものは、施設管理者等の証明書を提出すること。 • 同一事業でも、活動回数でカウントする。 • 大雪など異常気象時や浸水対応など災害関係の活動に関すること。	B-7
(16)	イ 従業員が消防団に加入している場合 (1人2点で最高10点)	B-8 9
(18)	ウ 徳島県土木施設アドプト支援事業での活動(10点) 【要件】 会社(単独)で参加、参加人数延べ12人以上 エ 深夜等の緊急出動要請に対する活動(1回につき4点、最大20点) 【要件】 ・深夜の緊急出動による活動(午後10時から午前5時の間に出動したもの) • 警報発令時など作業条件が厳しい場合の活動 • 大雪時の除雪や倒木処理など総合県民局長等が困難かつ危険を伴う作業であると判断した災害時の活動	C-1
	オ 県土木施設に関して3年以上継続している草刈等の無償奉仕活動(10点)	C-2
その他	カ 各庁舎と「異常気象時の応急工事に関する協定書等」を締結している場合(10点)	不要

注1) イとカはどちらか一方のみ加点する。

注2) ウとオはどちらか一方のみ加点する。

注3) ウの人数要件に満たない実績であっても、対象期間中の活動については(18)の申告書で申告すること。 → 活動回数×2点(上限10点)で加点する。

(16) 消防団員一覧表、消防団加入証明書及び雇用等を証する書類

該当する従業員の加入する消防団ごとに、消防団事務局の発行する別紙証明書(原本)を添付してください(最大5名まで)。

(11)のイの要領で、従業員との雇用関係が確認できる資料を提出してください(1あるいは2年分。1年以上雇用されている方が高評価となります。)。

※ 消防団員については、代表取締役、事業主であっても対象となります(社会保険加入必要)。

【証明願の申請にあたって注意事項】

- ・ 証明願の様式及び申請先の消防団事務局は別添ファイルを参照してください。
- ・ 証明願にあらかじめ消防団加入を証明してもらおうとする者を記入して申請してください。
- ・ 加入している消防団は、主たる営業所の所在地を管轄するものに限りません(通常は従業員の住所地の消防団と思われます。)。
- ・ 証明者は消防団長となる事務局が多いようですが、念のため、宛名は、証明窓口担当者の指示に従って申請の場で自筆してください。
- ・ 証明機関側で証明願の原本を保管する場合が想定されますので、証明をしてもらおうとする際には証明願を2通作成しておくか、作成した証明願いのコピーを持参しておいてください。
- ・ 所属する消防分団の団長の個人印等による証明は不可とします。

(17) 特殊機械所有状況等報告書

ほ装工事・道路区画線工事・法面処理工事を希望する場合は、必ず提出してください。

報告書には、直近の経営審査を受けた決算期において減価償却の対象となった機械及び当該決算期以降に新規取得した機械のみ記載してください。所有していない場合も「該当なし」と記載して提出してください。

(18) 「徳島県土木施設アドプト支援事業及び緊急出動に係る申告書」及び「県土木施設に関して3年以上継続している草刈等の無償奉仕活動に係る申告書」

地域貢献のうち各総合県民局長等が評定する次のものについては、申告が必要となるので、これらの加点を希望する場合は、ア及びウについては別紙2の申告書を、イについては別紙3の申告書を、入札参加資格申請受付期間中に各総合県民局県土整備部等の担当次長まで提出すること。

ア 「徳島県土木施設アドプト支援事業」に参加し、覚書に基づく適正な活動を行っており、次の全てに該当するもの

- ① 会社（単独）として参加していること
- ② 参加人数は延べ12人以上であること

※人数要件を満たさない活動であっても、平成27及び28年（暦年）中の活動については申告すること

イ 県土木施設に関して3年以上継続している草刈等の無償奉仕活動であって、総合県民局長等がアに準じる活動と認めるもの（今回は平成25～27年及び平成26～28年の各3年間の活動状況をそれぞれ評価するため、別紙3は4年間表記となっています。）。

ウ 徳島県から災害時などに緊急出動を要請された活動で、次のいずれかに該当するもの

- ① 深夜の緊急出動による活動（午後10時から午前5時の間に出動したもの）
- ② 警報発令時など作業条件が厳しい場合の活動
- ③ 大雪時の除雪や倒木処理など総合県民局長等が困難かつ危険を伴う作業であると判断した災害時の活動

(19) 個人住民税に係る特別徴収実施確認書

以下のとおり、該当するものにチェックを入れて下さい。（詳細は様式をご覧下さい）

ア 「1 特別徴収を実施している場合」

「貼付欄」に次のいずれかの書類を貼付してください。（県内の全市町村分）

- ① 市町村から送付された申請書を提出する年度に係る「個人住民税税額決定書」の写し（個人の住民税額に関する部分の写しの提出は不要です。）
- ② 申請日より6か月以内に市町村に納入した「個人住民税特別徴収義務者領収証書」の写し
なお、書類の紛失等の理由で写しを貼付できない場合は、この確認書を市町村の住民税担当窓口に提出し、「特別徴収を実施していること」について確認を受けてください。

イ 「2 特別徴収の実施義務がない場合」

今後特別徴収義務者になった場合等には、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約していただくことになります。

6 問い合わせ先

徳島県県土整備部 建設管理課 審査担当（電話088-621-2519・2624）

各総合県民局 県土整備部 又は 東部県土整備局

【各庁舎連絡先】	徳島庁舎（契約・指導担当）	088-653-8849
	鳴門サービスセンター（企画総務担当）	088-684-4620
	吉野川庁舎（総務担当）	0883-26-3713
	阿南庁舎（企画担当）	0884-24-4212
	那賀庁舎（企画担当）	0884-62-0069
	美波庁舎（企画・用地担当）	0884-74-7435
	美馬庁舎（企画担当）	0883-53-2213
	三好庁舎（企画担当）	0883-76-0605

業者カード（県内建設企業用）の記入方法

- 1 「(1)測量・建設コンサルタント等業務での入札参加資格申請の有無」欄は、徳島県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格を申請する場合は「有」を、それ以外の場合は「無」を○で囲うこと。
- 2 「(2)業者番号」欄は、平成17年度以降に徳島県が発注する建設工事に係る入札参加資格を有している場合は、認定通知書等記載の業者番号を記入すること。なお、建設業の許可番号ではないので注意すること。
- 3 「(3)許可番号」欄は、「総合評定値通知書」の許可番号と同一とすること。

(例)	0 0 - 1 2 3 4 5 6	国土交通大臣許可業者の場合
	3 6 - 0 0 9 8 7 6	徳島県知事許可業者の場合

- 4 「(4)許可年月日」欄は、許可業種によって許可年月日の異なる許可を有する場合は、それぞれの許可年月日を記入すること。その場合、直近の許可年月日を左の欄に記入すること。
- 5 (5)(6)(7)(8)欄は、総合評定値通知書と変更がなくとも必ず記入すること。
- 6 (9)欄は、該当がない場合は記入を要しない。
- 7 (10)欄は、必ず記入すること。
建設工事関係部局からのお知らせ等に活用することができます。携帯電話のメールアドレスのように容易に変更する可能性があるもの、受け取り容量が小さいものでの登録は控えてください。（また、申請後にメールアドレスを変更した場合は、変更届が必要です。）
- 8 (11)(12)(13)欄は、総合評定値通知書と変更がなければ記入を要しない。
「(11)一般1・特定2」欄は、総合評定値通知書の許可区分と異なる場合のみ記入すること。
「(13)所在地」欄は、建設業法上の主たる営業所の所在地を市町村名から記入し、「丁目」「番」及び「号」等についてはー（ハイフン）を用いて記載すること。
- 9 「(14)地区コード」欄は、(別表1)地区コード表(11ページ)により記入すること。
- 10 「(15)希望工事」欄は、(別表2)希望工事種別表(12ページ)により記入すること。
なお、希望工事種別は工事区分ごとに、土木系工事については3種別、建築系工事については1種別、その他工事については2種別まで希望できるが、1業者が希望できる工事種別数は最大4までとするので注意すること。
共同受付参加の市町村によっては希望工事の取扱いが異なる場合があります。その場合は本要領に沿って業者カードを作成するとともに、各市町村が設定した個別審査書類も作成し、市町村窓口に提出してください。
- 11 (16)～(21)欄は、該当する方を○で囲むこと。

12 「(20)ボランティア活動等」欄は、ボランティア活動に企業として参加した場合又はアドプト事業（「徳島県土木施設アドプト支援事業」を除く）に企業として参加し、それらの実績を申告する場合は「有」を○で囲い、ボランティア活動等実績申告書（別紙1）を暦年ごとに作成するとともに、活動内容が客観的に判断できる確認資料（写真、合意書の写し等）を添付すること。

【記入例】

別紙1

H28年分

ボランティア活動等実績申告書

(平成28年1月1日～平成28年12月31日実施分)

平成29年○○月○○日
(↑提出日を記載)

徳島県知事 殿

住 所 徳島市万代町1丁目1番地
商号又は名称 県庁土木 株式会社
代表者氏名 万代 太郎

印

次のボランティア活動等について、企業として参加しましたので、申告します。

主 催 者	吉野川交流推進会議		
事 業 名	アドプト・プログラム吉野川		
活動年月日	【平成28年3月30日、平成28年7月15日、平成28年11月20日】		
活動回数	【 3回 】		
活動場所	吉野川河川敷の○○○○から○○○○まで○○mの区間		
活動人数	(3月30日16人)(7月15日17人)(11月20日15人)		
活動の内容 (具体的に 記載するこ と)	3月30日【河川敷に捨てられた空き缶や流木等の清掃美化活動を行った。】	7月15日【	】
		11月20日【	】

13 「(21)消防団員である従業員」欄は該当する従業員（代表取締役、事業主を含む）を申告する場合は「有」を○で囲い人数を記入すること。

14 「入札参加を希望する自治体の欄」には、様式1の申請書記載のとおりに、入札参加を希望する自治体の欄に「○」を記入してください。

市町村に入札参加を希望する場合は、各市町村が設定している「個別審査書類」を別途市町村に提出してください（個別審査書類の県への提出は不要です。）。

(別表1) 地区コード表

コード	地域区分	町村名等	コード	地域区分	町村名等
		東部県土整備局(徳島)管内	306	宝田	宝田町
101	内町・新町 ・富田	内町・通町・両国本町・徳島町・徳島本町 中徳島町・中洲町・幸町・寺島本町 出来島本町・北出来島町・新町・栄町 秋田町・鷹匠町・大道・船場町・富田浜 仲之町・富田橋・明神町・東山手町・伊月町	307	加茂谷	大井町・加茂町・楠根町・十八女町 深瀬町・吉井町・大田井町・熊谷町 水井町・細野町
			308	大野	上大野町・下大野町・中大野町
			309	見能林	才見町・中林町・見能林町・大潟町 津乃峰町
			310	橘	橘町
			311	椿	椿町・椿泊町・伊島町
102	昭和・津田 ・新浜	昭和町・中昭和町・南昭和町・万代町 かちどき橋・津田町・津田本町・新浜町 新浜本町・西新浜町・津田海岸町	312	桑野	阿瀬比町・内原町・桑野町・山口町
			313	福井	福井町
			314	新野	新野町
103	二軒屋・八万	二軒屋町・南二軒屋町・八万町・山城町 城南町・沖浜町・間屋町	南部総合県民局(那賀)管内		
			401	驚敷	那賀町(旧驚敷町内)
105	多家良	多家良町・丈六町・飯谷町・渋野町・八多町	402	相生	那賀町(旧相生町内)
106	上八万	上八万町	403	上那賀	那賀町(旧上那賀町内)
107	渭東	金沢・北沖洲・南沖洲・東沖洲・末広・安宅 住吉・福島・新南福島・城東町・大和町	404	木沢	那賀町(旧木沢村内)
			405	木頭	那賀町(旧木頭村内)
108	渭北	助任・吉野・前川・常三島	南部総合県民局(美波)管内		
			501	由岐	美波町(旧由岐町)
109	佐古・田宮 ・矢三	佐古・田宮・矢三・春日	502	日和佐	美波町(旧日和佐町)
			503	牟岐	牟岐町
110	不動	不動北町・不動西町・不動東町・不動本町	504	海南	海陽町(旧海南町)
111	加茂名	加茂名町・鮎喰町・庄町・南島田町 北島田町・名東町・藏本町・中島田町	505	海部	海陽町(旧海部町)
			506	宍喰	海陽町(旧宍喰町)
112	国府	国府町	東部県土整備局(吉野川)管内		
113	一宮	一宮町	601	上板	上板町
114	入田	入田町	602	吉野	阿波市吉野町
115	川内	川内町	603	土成	阿波市土成町
116	応神	応神町	604	市場	阿波市市場町
117	北島	北島町	605	阿波	阿波市阿波町
118	藍住	藍住町	606	石井	石井町
119	小松島	(小松島市下記以外の町)	607	鴨島	吉野川市鴨島町
120	坂野・和田島	赤石町・大林町・坂野町・常盤町・豊浦町 間新田町・和田島町・和田津開町	608	川島	吉野川市川島町
			609	美郷	吉野川市美郷町
121	立江・櫛渕	立江町・櫛渕町	610	山川	吉野川市山川町
122	勝浦	勝浦町	西部総合県民局(美馬)管内		
123	上勝	上勝町	701	脇	美馬市脇町
124	佐那河内	佐那河内村	702	穴吹	美馬市穴吹町
125	神山	神山町	703	木屋平	美馬市木屋平
東部県土整備局(鳴門サービスセンター)管内			704	美馬	美馬市美馬町
201	北灘	北灘町	705	半田	つるぎ町(旧半田町内)
202	瀬戸	瀬戸町	706	貞光	つるぎ町(旧貞光町内)
203	里浦・撫養 ・鳴門	里浦町・撫養町・鳴門町	707	一宇	つるぎ町(旧一宇村内)
			西部総合県民局(三好)管内		
204	大津	大津町	801	三野	三好市三野町
205	大麻	大麻町	802	三好	東みよし町(旧三好町)
206	松茂	松茂町	803	三加茂	東みよし町(旧三加茂町)
207	板野	板野町	804	井川	三好市井川町
南部総合県民局(阿南)管内			805	池田	三好市池田町
301	羽ノ浦	羽ノ浦町	806	山城	三好市山城町
302	那賀川	那賀川町	807	東祖谷山	三好市東祖谷
303	中野島	上中町・柳島町・横見町	808	西祖谷山	三好市西祖谷山村
304	富岡	(阿南市下記以外の町)			
305	長生	長生町			

(別表 2) 希望工事種別表

- 1 希望工事種別は工事区分ごとに、土木系工事については3種別、建築系工事については1種別、その他工事については2種別まで希望できるが、1業者が希望できる工事種別数は最大4までとする。
- 2 希望工事種別は対応する右の建設工事の種類のうち、いずれかについて経営事項審査を受けていなければ希望できない。
- 3 ○印を付した業種は、希望工事の中で「専門工事」として発注があった場合のみ受注することのできる業種である。

工事区分	コード	希望工事種別	左に対応する経審受審業種
土木系工事 の中から 3	0 1	一般土木工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事 ○石工事 ○タイル・れんが・ブロック工事 ○水道施設工事
	0 2	交通安全施設工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	0 3	法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
	0 4	プレストレストコンクリート工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	0 5	グラウト工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	0 6	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
	0 7	ほ装工事	ほ装工事
	0 8	鋼構造物工事 (鋼橋上部工事を含む)	鋼構造物工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	0 9	塗装工事	塗装工事
	1 0	道路区画線工事	塗装工事
	1 1	造園工事	造園工事
	1 2	さく井工事	さく井工事
建築系工事 の中から 1	2 1	建築工事(解体工事を含む)	建築一式工事 ○大工工事 ○左官工事 ○とび・土工・コンクリート工事 ○石工事 ○屋根工事 ○タイル・れんが・ブロック工事 ○鋼構造物工事 ○鉄筋工事 ○板金工事 ○ガラス工事 ○防水工事 ○内装仕上工事 ○建具工事 ○消防施設工事 ○清掃施設工事 ○解体工事
	3 1	電気設備工事	電気工事
	3 2	暖冷房衛生設備工事	管工事 ○熱絶縁工事 ○水道施設工事 ○消防施設工事
	3 3	機械設備工事	機械器具設置工事 ○鋼構造物工事
	3 4	通信設備工事	電気通信工事

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札参加資格審査申請書（県外建設企業）

1 資格有効期間 資格を有すると認められた日から平成31年3月31日まで

2 申請場所 県庁 8階 801会議室（〒770-8570 徳島市万代町1-1）

3 申請方法 持参あるいは郵送による。
※書類審査後に「業者カード」の電子申請が必要です。

(1)持参の場合の受付時間は、午前9時30分から午後4時30分まで

【連絡先】088-621-2519・2624

(2)郵送の場合は、当方で提出書類に不備が無いと判断した日が受付日となるので、注意すること。
(〒770-8570 徳島市万代町1-1 徳島県 県土整備部 建設管理課 審査担当)

4 申請書類 次のとおり。 提出は各1部 様式ダウンロード先は、

http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/blog/category/download_07/

No.	提出書類一覧表	部数
1	一般（指名）競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（ 県にのみ希望の場合 は統一様式で可）	1
2	営業所一覧表（統一様式で可）	1
3	建設業許可申請書の写し（許可以後に10業者カード記載事項につき変更がある場合は該当の許可変更届出書も必要。許可証明書は不可。）	1
4	登記事項証明書（法人）、身分証明書（個人）（いずれも写し可）	1
5	納税証明書（写し可、国税分。県内に営業所がある場合は県、市町村税分も必要。）	1
6	総合評定値通知書の写し	1
7	社会保険料納入確認（又は証明）書（原本）（総合評定値通知書の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」が「無」となっている場合）	1
8	暴力団排除に関する誓約書	1
9	委任状（年間委任する場合。様式は任意。）	1
10	業者カード（徳島県電子申請システムを利用して印刷したもの、申請者控えも持参）	1
11	個人住民税に係る特別徴収実施確認書（県内に住民票を持つ者を雇用し特別徴収の義務がある場合）	1

5 注意事項

- (1) 提出書類（No.1～9）を順番にファイル（A4版・青色系）綴じし、背表紙には、表題として「特定調達入札参加資格審査申請書」と記載し、「商号又は名称」も記入して提出してください。
- (2) No.10・11「業者カード」「個人住民税に係る特別徴収実施確認書」はクリップ留めし、ファイルとは別に提出してください。
- (3) 各証明書類は申請書提出時の直前3か月以内の発行のものとします。
- (4) ~~県のみ希望する場合~~、申請書は「中央公契連統一様式」で代替することができます。また、申請の手引き及び県様式は徳島県電子入札ホームページからダウンロードすることができます。
- (5) 業者カードは、~~徳島県電子申請システムによる電子申請が必要です。仮入力したデータを印刷したものについて書類審査を受けた後、電子申請してください。~~（詳しくは6(10)を参照ください。）

6 申請書類の作成方法

(1)一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（建設工事）（県にのみ参加希望の場合は統一様式で可）
電話番号及びファクシミリ番号は、必ず主たる営業所の番号を記載してください。

(2)営業所一覧表（統一様式で可）
申請日現在で作成してください。

(3)建設業許可申請書の写し

(10)の業者カードへの記載事項を許可関係資料で確認します。

直前の許可（更新を含む）申請時の建設業法施行規則第2条第1号に定める別記様式第1号（許可機関の受付印が別紙に押印されている場合はその別紙を含み、様式に付随した「役員の一覧表」及び「営業所一覧表」も含む。）の写しを提出してください。許可証の写し、許可証明書とは異なりますので注意してください。

また、許可取得後に本店（年間委任先がある場合は年間委任先も含む）に係る業者カード記載の事項（所在地、代表者（本店のみ）、許可業種、許可種別（般・特）等）を変更している場合は、変更に伴い提出した「受付印のある変更届出書（建設業法施行規則第9条第1号に定める別記様式第22号の2）」の写しを併せて提出してください。

(4)登記事項証明書（法人）あるいは身分証明書（個人）（いずれも写し可）

法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は身分証明書を提出してください。

(5)納税証明書（写し可）

直近事業年度における法人税（又は所得税）、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務署が発行する証明書（その1又はその3又はその3の3）を提出してください。

また、徳島県内に建設業法上の営業所を有する者は、直近事業年度における法人県民税、法人事業税、地方法人特別税及び自動車税の納入状況について、徳島県東部県税局等が発行する納税証明書（未納が無いことの証明書）、固定資産税及び法人市民税の納入状況について、所在市町村の発行する納税証明書を提出してください。

なお、課税が無い場合もその旨の証明書が必要です。

(6)総合評定値通知書の写し

申請日の直近の審査基準日のものの写しを提出してください。

(7)社会保険料納入確認（又は証明）書（原本）

総合評定値通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」いずれか又は全てが「無」となっている場合、その後の社会保険加入を確認するため提出してください。

(8)暴力団排除に関する誓約書

(9)委任状（年間委任する場合）

- 年間受任者は、建設業法上の営業所に置く職員でなければなりません。また、年間委任する場合、希望業種は当該営業所に許可されている業種に限ります。
- 委任期間は、入札参加資格有効期間の始期から終期としてください。
- 測量・建設コンサルタント等業務でも入札参加資格を申請している場合は、建設工事と測量・建設コンサルタント等業務で受任者を統一してください。

次のような委任はできませんのでご注意ください。

- 建設工事はA支店長に委任し、測量・建設コンサルタント等業務は本社で入札および契約を行う。
- 建設工事は本社で入札および契約を行い、測量・建設コンサルタント等業務はB支店長に委任する。
- 建設工事はC支店長に、測量・建設コンサルタント等業務はD支店長に委任する。

(10)業者カード

総合評定値通知書の結果を記入する欄は、「入札参加を希望する業種のみ」としてください。

（営業所等に年間委任する場合は、営業所等の許可業種の中で入札参加希望業種のみとなります。）

徳島県電子申請システムを利用し作成し、データをパソコンに一時保存した上で、審査用として印刷し、他の書類と合わせて持参してください。

【電子申請にあたっての注意事項】

- 入力後直ちに送信するのではなく、必要事項を入力した後、データをパソコンに一時保存した上で、審査用として印刷し、他の書類と合わせて持参してください。
- 書類審査を受けた後、保存していたデータを電子申請画面で読み込み、内容を適宜修正した後、送信作業を行ってください。

- システムの仕様として、操作の途中でも一定時間入力・操作がないと処理がストップすることがあります。また、前画面に戻ろうとする場合、インターネットブラウザの「戻る」ボタンを使うとログオフしてしまいますので、画面下(システムの中の)「戻る」ボタンを使用してください。

【具体的な申請手続】

①徳島県電子申請システムへのアクセス

- 徳島県のホームページ画面左側の「電子自治体共同システム総合案内」→「電子申請サービス」→「手続き一覧」→該当する「手続」へと進んでください。
電子申請サービスのアドレス <https://s-kantan.com/pref-tokushima-u>

②利用者 I D 登録

- 初めて利用する場合は、I D登録（電子入札で使用するI Dとは別なもの）が必要です。
- 平成28年度から新システムになっています。平成27年度以前に登録したI D・パスワードではシステムに入れません。新たに登録し直して下さい。
- 「電子申請サービス」画面、上部メニュー「利用者登録」で登録してください。
- 詳しくは、画面の上の「ヘルプ」を参照してください。

③システムへの仮入力（入力前に「ヘルプ」操作マニュアルを読んで下さい。）

- I D登録後「手続き申し込み」画面で「県外」と入力して検索し、手続名一覧の中から「一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書【業者カード】(県外建設業者)」を選択。
- I D、パスワードを入力し、「業者カード」画面が出たら、各項目を入力してください。
- 入力が終了したら「申し込みデータの一次保存」をクリックし、入力内容をご使用のパソコンに保存する(xml型式で保存されます。)。
- 申請書類の審査を終えるまで電子申請はここで一旦終了してください。

④入力データの印刷、書類審査

- 業者カード画面下の「一時保存した申し込みデータの読み込み」をクリックし、保存データを読み込み、印刷し、他の書類と合わせて申請場所に持参する。(審査書類は返還しないので、修正箇所の記録のため、控えを用意しておくこと。)

⑤書類審査後の本申請(修正箇所の訂正含む)

- 受付担当者の指示後に電子申請を行ってください。
- 業者カードの画面で「一時保存した申し込みデータの読み込み」をクリックし、次画面の「参照」ボタンで③で保存していたデータを選択し、「確認へ進む」→「読み込む」
- 読み込み後、「入力へ戻る」をクリックし、指摘事項があった場合は、業者カードを適宜修正する。(必要があれば、保存、プリントアウトなどを行って下さい。)
- 入力確認後、「確認へ進む」をクリック、表示された内容を確認し、問題なければ「申し込み」をクリック。
- 申込完了画面が表示されます。

- (11)個人住民税に係る特別徴収実施確認書(県内に住民票を持つ者を雇用し特別徴収の義務がある場合)
特別徴収を実施している場合、個人住民税税額決定通知書(特別徴収義務者用)等の写しを貼付してください。(県内市町村のみ)
※8ページの5(19)を参照してください。
※県内に営業所がない場合は必要ありません。ただし、近県の営業所で徳島県内に住民票を持つ者を雇用し特別徴収の義務がある場合は、提出が必要です。
※個人住民税の特別徴収について、詳しくは <http://www.pref.tokushima.jp/docs/2013111500046/>

7 問い合わせ先

〒770-8570 徳島市万代町1-1

徳島県 県土整備部 建設管理課 審査担当 (電話088-621-2519・2624)

入札参加資格審査申請書提出後の手続きについて

※実際の入札への参加について

指名競争入札において新規に指名を受けたい場合などは、入札参加資格申請とは別に総合県民局等発注機関に対して「指名要望書」を提出する必要があります。詳しくは各発注機関にお問い合わせください。

※申請事項の変更届について

下記について変更があったときは、「変更届出書」に変更事項を記載し、関係書類を添付の上、直ちに提出してください。

本案内は、徳島県に提出する変更届の要領です。変更届に関しては共同受付を実施しているので、複数の自治体で入札参加資格を有している場合は、各市町村ごとに定められた要領により必要書類を調べ、該当する市町村の窓口に提出してください。

1 変更事項及び添付書類

(1) 組織変更した場合

- 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る、コピー可）
- 委任状（年間委任している場合）

※ なお、会社合併、分割、事業譲渡等、会社再編による変更の場合は、変更届提出いただく前に建設管理課建設業振興指導室にお問い合わせください。

(2) 主たる営業所の所在地、商号又は名称を変更した場合

- 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る、コピー可）
- 委任状（年間委任している場合）

※ 所在地の変更に伴い、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスに変更があった場合は、変更届出書に変更内容を記載してください。

(3) 代表者の氏名又は役職を変更した場合

- 登記事項証明書（氏名変更の場合。履歴事項全部証明書に限る、コピー可。）
- 委任状（年間委任している場合）

(4) 年間委任をしている営業所の所在地、名称又は委任者そのもの（徳島支店→四国支店）を変更した場合

- 委任状
 - 建設業法に定める許可申請書若しくは変更届出書の写し（別表営業所の欄を含む）
 - 総合評定値（経審結果）通知書の写し（建設工事の種類が追加になる場合）
- ※ 所在地の変更に伴い、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスに変更があった場合は、変更届出書に変更内容を記載してください。
- ※ 営業所を新設・変更することに伴い、建設工事の種類に追加・削除が必要になる場合があるので、変更の必要があれば変更届出書に変更内容を記載し、追加となる場合は総合評定値通知書の写しを添付してください。

(5) 年間受任者を廃止した場合

※ 変更届出書に廃止した旨を記載して提出してください。

(6) 主たる営業所又は年間委任している営業所の電話番号、ファックス番号、メールアドレスを変更した場合

※ 変更届出書にその旨を記載して提出してください。

(7) 希望する建設工事の種類に変更があった場合（主たる営業所又は年間受任者）

(追加する場合) （県内企業は年度途中の追加は不可）

- ・建設業許可証の写し
- ・建設業法に定める許可申請書又は変更届出書の写し（別紙営業所一覧表を含む）で行政機関の受付印があるもの
- ・総合評定値通知書（経審結果）の写し

(削除する場合) ※変更届出書にその旨を記載して提出してください。

(8) 建設業の許可区分に変更（例：一般→特定）があった場合（主たる営業所又は年間受任者）

- ・建設業許可証の写し
- ・建設業法に定める許可申請書又は変更届出書の写し（別紙営業所一覧表を含む）で行政機関の受付印があるもの

(9) 入札参加資格の取り下げ

※ 変更届出書の変更内容の欄に「入札参加資格の取り下げ」等、取り下げる旨が明確にわかるように記載の上、提出してください。

※ 廃業による場合は廃業届の写しを添付してください。

2 変更届の提出先及び問い合わせ先

(1) 県外工事（郵送可）

→ 〒770-8570 徳島市万代町1-1
徳島県 県土整備部 建設管理課 審査担当
電話 088-621-2519（直通）
ファクシミリ 088-621-2864

(2) 県内工事 → 所轄の総合県民局県土整備部（阿南、那賀、美馬、三好各庁舎は企画担当、美波庁舎は企画・用地担当）又は東部県土整備局（徳島庁舎は契約・指導担当、吉野川各庁舎は総務担当、鳴門サービスセンターは企画総務担当）
8ページ「6 問い合わせ先」を参照

3 提出部数

(1) 県外工事：1部

(2) 県内工事：正副 計2部

4 注意事項

- (1) 変更届出書の様式は当ホームページ上 (URL http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/blog/category/download/download_07/) からダウンロードできます。(国土交通省（地方整備局）に提出しているものでも可)。
- (2) 委任状の様式は任意ですが、委任者・受任者双方の印鑑が押印されていることを確認してください。
- (3) 会社控等に受付印が必要な場合は、各自でコピー等を準備の上、同時に提出してください。
- (4) 県外業者で変更届を郵送により提出する場合は、担当者名と連絡先を記入してください。
- (5) 入札又は入札参加資格審査申請の受付が近日中にあるが、代表者等変更に係る登記の手続に時間を要し、変更届出書の提出が間に合わない場合は、建設管理課建設業振興指導室にご連絡ください。

※次回の受付時期等について

平成31・32年度入札参加資格申請書の受付（定期受付）は、平成31年1月の予定です。
申請書作成要領の公開は、平成30年12月上～中旬を予定しています。